

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 生産振興部 水産課

法令名	水産資源保護法	法令の番号	昭和26年12月17日 法律第313号
不利益処分の種類	無許可工事の変更、原状回復命令	根拠条項	第18条第2項
処分基準	保護水面の管理に著しく障害を及ぼすと認められるとき。		
対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関 水産課	交付機関 水産課
			目次 NO 31